

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度第 1 回枚方市空家等対策協議会
開 催 日 時	平成 28 年 11 月 24 日（金） 10 時 00 分から 10 時 20 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	村上会長、高瀬副会長、小川委員、狩野委員、川島委員、妹尾委員、 染林委員、鳥野委員、中村委員、西中委員、松尾委員、伏見市長
欠 席 者	岡委員、三宅委員
案 件 名	1. 開会 2. 案件 （1）枚方市空家等対策協議会規約の一部改正について （2）枚方市空家等対策計画の策定について（諮問） （3）部会の設置について 3. 閉会
提出された資料等の 名 称	・ 次第 ・ 資料 1. 枚方市空家等対策協議会規約 新旧対照表 ・ 資料 2. 諮問書（写） ・ 資料 3. 計画策定部会の設置について
決 定 事 項	・ 規約の改正を行った。 ・ 市長から諮問を受けた内容について審議するため、市長を除く委員全員によって構成する部会を設置した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境部 環境保全課

## 審 議 内 容

### 1 開 会

会 長：平成 28 年度第 1 回枚方市空家等対策協議会を開催させていただきます。事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。14 名中、2 分の 1 以上の 11 名の委員にご出席いただいているため、枚方市空家等対策協議会規約第 3 条第 2 項の規定に基づき、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。また、平成 28 年 11 月より司法書士の川島吉博様に委員としてご就任いただきましたことを、あわせてご報告させていただきます。

### 2 議 題

#### 案件（1） 枚方市空家等対策協議会規約の一部改正について

会 長：案件（1）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：「資料 1 について説明」

会 長：ただいま事務局から説明のあった件について、ご意見等がありますか。

委 員：（異議なし）

事務局：それでは事務局の説明のとおり、規約を改正します。案件（1）については、以上とします。

#### 案件（2） 枚方市空家等対策計画の策定について（諮問）

会 長：案件（2）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：案件（2）「枚方市空家等対策計画の策定について（諮問）」について、伏見市長から協議会に対しての諮問をさせていただきます。正面にて市長から村上会長に諮問書をお渡ししますので、正面に移動していただきますよう、お願いします。

市 長：枚方市空家等対策協議会会長、村上武則様。枚方市空家等対策協議会条例第 3 条第 3 号の規程に基づき、枚方市空家等対策計画の策定について、別紙の諮問趣旨のとおり、貴協議会に諮問します。枚方市長、伏見隆。よろしく申し上げます。

会 長：それでは、諮問の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局：「資料 2 について説明」

会 長：案件（2）については以上とします。

#### 案件（3） 部会の設置について

会 長：案件（3）に入る前に、昨年度、個別の特定空家等の対処に関して審議するために設置した審査部会について、事務局から報告をお願いします。

事務局：個別の特定空家等の対処に関して審議するために設置した審査部会を平成 28 年 10 月 28 日に開催しました。この部会において、会議の公開、非公開については、審議内容が個人情報を取り扱うものであり、特定の個人が識別される可能性があるため、非公開とする決定がされました。そのため、審査部会における審議内容について、この協議会で、その詳細を逐一ご報告させていただくことは控えさせていただきたいと考えています。

会 長：ただいまの事務局の説明のとおり、審査部会の審議内容の報告については控えるということではよろしいでしょうか。

委 員：基本的に異議はありません。ただし審査部会を開催したときに、何件の特定空家等の候補があったかなど、件数程度の報告をお願いします。

事務局：そのようにさせていただきます。

会 長：他に意見等がありますか。ないようですので、案件（3）「部会の設置について」に進みます。先ほど諮問を受けた内容について、審議するための部会の設置が必要となりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：「資料3について説明」

会 長：ただいまの説明について、ご意見等がありますか。

委 員：事務局から部会の委員をお願いするという提案は理解できますが、協議会規約第5条第1項に「部会に属すべき委員は、会長が指名する。」とあるので、本来は会長から指名すべきではないでしょうか。会長がそれでお認めになられるということであれば問題はないですが。

会 長：事前に事務局から相談を受けており、この部会委員で問題ないと考えています。会議の流れ上、このような形になってしまったことをご理解いただきますよう、よろしくお願ひします。

会 長：他にご意見等がありますか。ないようですので、部会については、市長を除く委員全員によって構成する計画の策定に向けた部会を設置し、審議を進めていくこととします。案件（3）については、以上とします。

### 3 閉 会

会 長：それでは、以上をもちまして、本日の協議会を終了します。

以上